

第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

審査事件のうち、必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を行い（法第47条）、違反する事実があると認められ、排除措置命令等をしようとするときは、意見聴取を行い（法第49条等）、意見聴取官が作成した意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を参酌し（法第60条）ている。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注）。

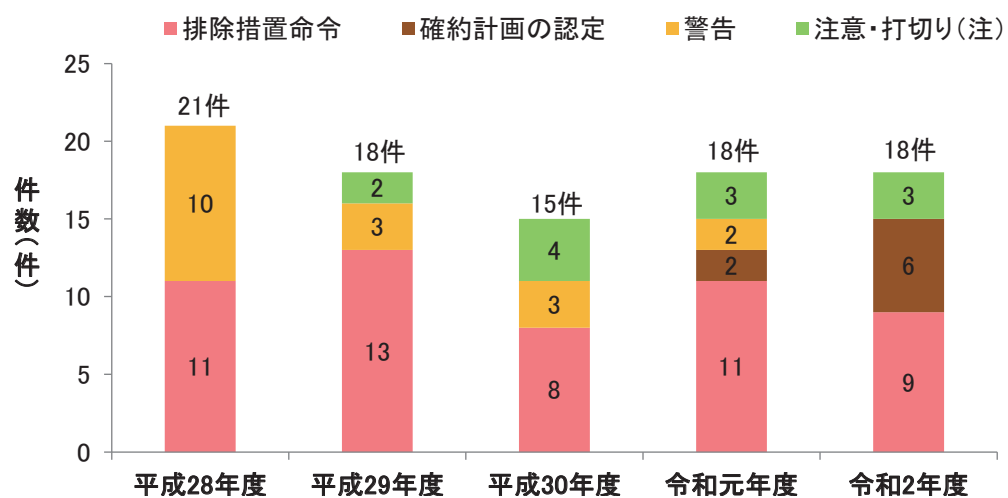
さらに、違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している（これら公表された事件の処理の類型別の件数について第1図参照）。

令和2年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの〔第1－2表〕を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの18件及び年度内に新規に着手したものの83件の合計101件であり、このうち年度内に処理した件数は91件であった。91件の内訳は、排除措置命令が9件、確約計画の認定が6件、注意が73件、違反事実が認められなかったなどを理由に審査を打ち切ったものが3件となっている（第1－1表参照）。

（注）公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、事前手続を経ることとしている。

第1図 排除措置命令・確約計画の認定・警告等の件数の推移



年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
類型					
排除措置命令	11	13	8	11	9
確約計画の認定	－	－	0	2	6
警告	10	3	3	2	0
注意・打切り（注）	0	2	4	3	3
合計	21	18	15	18	18

(注) 事案の概要を公表したものに限り。

第1－1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注1）を行ったものを除く。）

年 度			28	29	30	元	2
審査 件数	前年度からの繰越し		15	21	25	23	18
	年度内新規着手		134	122	118	76	83
	合 計		149	143	143	99	101
処理 件数	法的 措置	排除措置命令	11	13	8	11	9
		対象事業者等の数	51	41	46	40	20
		確約計画の認定	－	－	0	2	6
		対象事業者の数	－	－	0	2	6
	そ の 他	終 了（違反認定）	1	1	0	0	0
		警 告	10	3	3	2	0
		注 意	84	88	95	57	73
		打 切 り	22	13	14	9	3
		小 計	117	105	112	68	76
	合 計		128	118	120	81	91
	次年度への繰越し		21	25	23	18	10
付 課 命 徴 金 納	対象事業者数	32 (注2)	32	18	37	4	
	課徴金額（円）	91億4301万 (注2)	18億9210万	2億6111万	692億7560万	43億2923万	
告 発			0	1	0	0	1

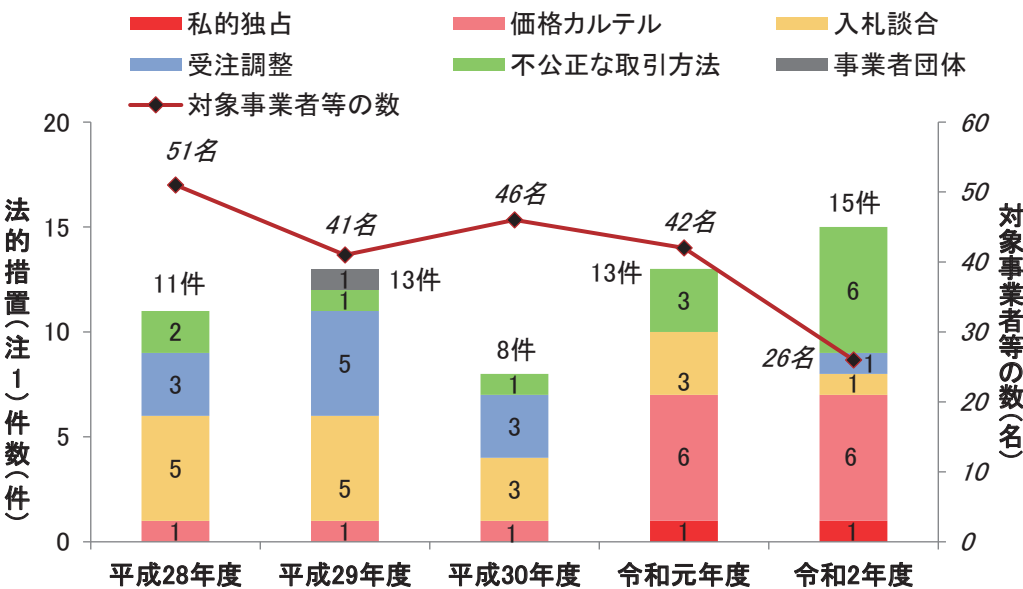
（注1）申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

（注2）課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した9名の事業者に対して、独占禁止法第63条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する決定を、また、1名の事業者に対して、同条第2項に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果、課徴金納付命令の対象となった事業者数及び課徴金額である。

第1－2表 不当廉売事案における注意件数（迅速処理によるもの）の推移

年 度	28	29	30	元	2
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	1,155	457	227	235	136

第2図 法的措置（注1）件数等の推移



年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
私的独占	0	0	0	1	1
価格カルテル	1	1	1	6	6
入札談合	5	5	3	3	1
受注調整	3	5	3	0	1
不公正な取引方法	2	1	1	3	6
その他（注3）	0	1	0	0	0
合計	11	13	8	13	15

（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限である。

令和2年度における処理件数を行為類型別にみると、私的独占3件、価格カルテル7件、入札談合1件、受注調整1件、その他のカルテル2件、不公正な取引方法73件、その他4件となっている（第2表参照）。法的措置は15件であり、この内訳は、私的独占1件、価格カルテル6件、入札談合1件、受注調整1件、不公正な取引方法6件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 令和2年度審査事件（行為類型別）一覧表

行為類型（注1）		処理	排除措置 命令	確約計画 の認定	終了 （違反認定）	警告	注意	打ち切り	合計
私的独占			1	0	0	0	1	1	3
不当な取引制限	価格カルテル		6	0	0	0	1	0	7
	入札談合		1	0	0	0	0	0	1
	受注調整		1	0	0	0	0	0	1
	その他のカルテル（注2）		0	0	0	0	2	0	2
	小 計		8	0	0	0	3	0	11
不公正な取引方法 （注3）	再販売価格の拘束		0	0	0	0	5	0	5
	その他の拘束・ 排除条件付取引		0	3	0	0	2	1	6
	取引妨害		0	0	0	0	4	0	4
	優越的地位の濫用		0	3	0	0	47	0	50
	不当廉売		0	0	0	0	5	0	5
	その他		0	0	0	0	2	1	3
	小 計		0	6	0	0	65	2	73
そ の 他（注4）			0	0	0	0	4	0	4
合 計			9	6	0	0	73	3	91

（注1）複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2）「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注3）事業者団体が事業者にも不正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不公正な取引方法に分類している。

（注4）「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 法的措置（注1）件数（行為類型別）の推移

行為類型（注2）		年度	28	29	30	元	2	合計
私的独占			0	0	0	1	1	2
不当な取引制限	価格カルテル		1	1	1	6	6	15
	入札談合		5	5	3	3	1	17
	受注調整		3	5	3	0	1	12
	小 計		9	11	7	9	8	44
不公正な取引方法	再販売価格の拘束		1	0	0	2	0	3
	その他の拘束・排除条件付取引		1	0	0	1	3	5
	取引妨害		0	0	1	0	0	1
	優越的地位の濫用		0	0	0	0	3	3
	その他		0	1	0	0	0	1
	小 計		2	1	1	3	6	13
その他（注3）			0	1	0	0	0	1
合 計			11	13	8	13	15	60

（注1）法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

（注2）私的独占と不公正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

（注3）「その他」とは、事業者団体による一定の事業分野における事業者の数の制限である。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（同法第7条の2第1項、第7条の9第1項及び第2項、第8条の3、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5並びに第20条の6）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたものと並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

令和2年度においては、延べ4名に対し総額43億2923万円の課徴金納付命令を行った。

(2) 課徴金減免制度の運用状況

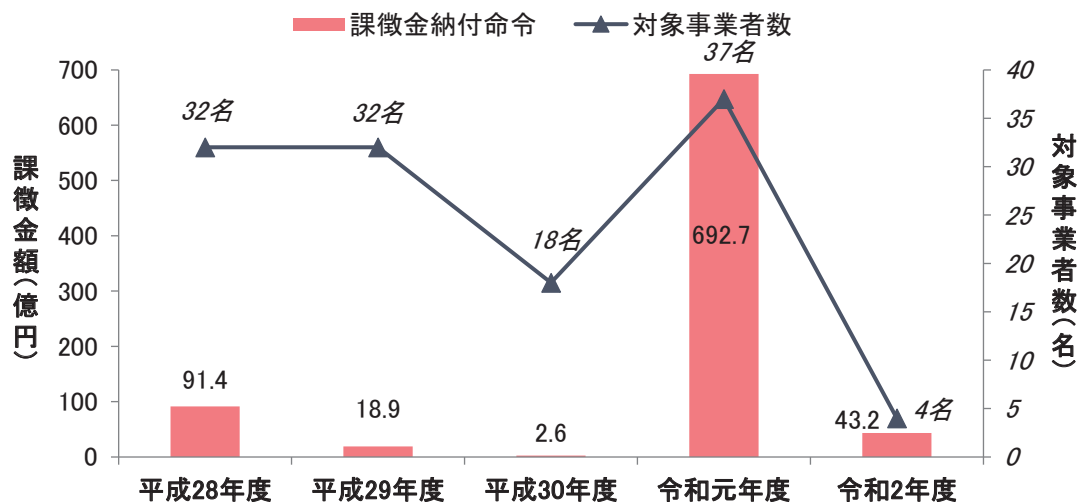
令和2年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は、33件であった（課徴金減免制度導入〔平成18年1月〕以降の件数は1,343件）。

また、令和2年度においては、8事件延べ17名の課徴金減免制度の適用事業者について、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。

（注）公正取引委員会は、法運用の透明性等確保の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>）に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成28年5月31日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

なお、公表された事業者数には、課徴金減免の申請を行った者であるものの、①独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため課徴金納付命令の対象になっていない者及び②算出された課徴金の額が100万円未満であったため独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象になっていない者のうち、公表することを申し出た事業者の数を含めている。

第3図 課徴金額等の推移



(注) 課徴金額については、千万円未満切捨て。

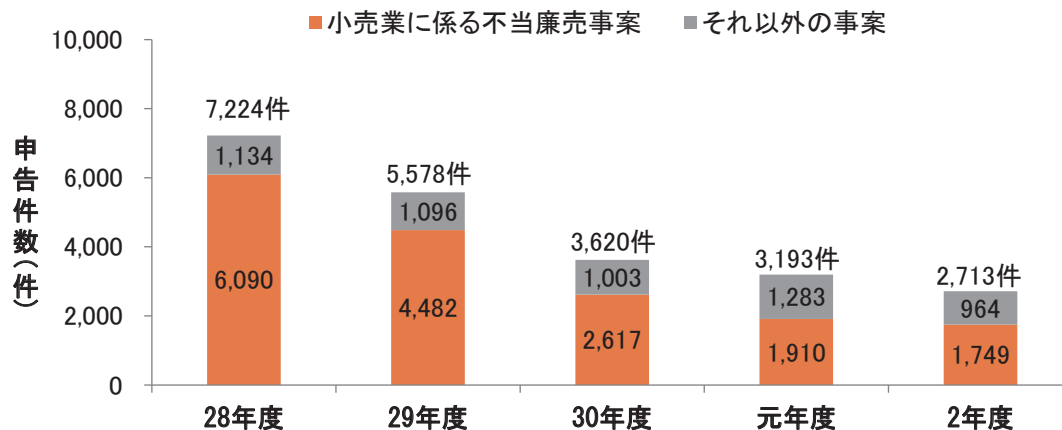
3 申告等

令和2年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は2,713件であった（第4図参照）。この報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、当該報告をした者に措置結果を通知することとされており（法第45条第3項）、令和2年度においては、2,341件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、令和2年度においては、同システムを利用した申告が1,097件あった。

さらに、平成29年度までに電力分野、農業分野、IT・デジタル関連分野及びガス分野に係る情報提供窓口を設置（平成28年3月、4月、10月及び平成29年6月）し、令和2年度においてもこれらの分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報収集に積極的に取り組んだ。

第4図 申告件数の推移



4 発注機関等への発注制度の運用の見直しの求め等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての審査の過程において競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、発注機関等に発注制度の運用の見直しの求め等を行っている。令和2年度においては、以下のとおり発注制度の運用の見直しの求め等を行った。

(1) 山形県による警察官用制服等の発注制度の運用の見直しの求め（令和2年6月11日） （事件詳細については後記第2 **1** (2)ア参照）

山形県は、特定警察官用制服類の入札等を実施する前に、特定警察官用制服類に係る予定価格の設定のため、原則として前年度に特定警察官用制服類を山形県に納入した3事業者から参考見積価格を徴し、最も低く提示された価格を予定価格として設定していた（本件違反事業者である5社は、予定価格が前年度の落札金額より高くなるよう、受注予定者が提示する参考見積価格を受注予定者が定めていた。）ところ、これら3事業者は、常に5社のうちのいずれかの事業者であった。本件では、このような状況の下で、5社が、違反行為により、特定警察官用制服類について、予定価格と同額又はそれに近い金額で受注していたという事実が認められた。

このため、公正取引委員会は、山形県に対し、警察官用制服等の発注制度の運用について、その見直しを求めた。

(2) 愛知県教育委員会に対する通知（令和2年7月1日）（事件詳細については後記第2 **1** (2)イ参照）

愛知県立高等学校が制服について指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼等をする場合、指定販売店が、当該依頼等に応じるためのやり取りを行う際に、これを契機として制服の販売価格についての情報交換を行うおそれがあるため、公正取引委員会は、愛知県教育委員会に対し、所管の愛知県立高等学校にこれらの内容を周知するとともに、今後、同教育委員会所管の愛知県立高等学校が、指定販売

店に対し、制服に関する依頼等をする場合には、その依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないよう留意すべきである旨通知した。

5 審査官の処分に対する異議申立て及び任意の供述聴取に係る苦情申立て

独占禁止法第47条の規定に基づいて審査官がした立入検査、審尋等の処分を受けた者が、当該処分に不服があるときは、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）第22条第1項の規定により、当該処分を受けた日から1週間以内に、その理由を記載した文書をもって、当委員会に異議の申立てをすることができる。令和2年度においては、異議の申立てはなかった。

また、任意の供述聴取については、聴取対象者等が、聴取において「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定。以下「審査手続指針」という。）第2の「2 供述聴取」に反する審査官等による言動があったとする場合には、原則として当該聴取を受けた日から1週間以内に、公正取引委員会に苦情を申し立てることができる（審査手続指針第2の4）。令和2年度においては、苦情の申立てはなかった。

6 判別手続の運用状況

公正取引委員会は、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）の一部改正により、当委員会の行政調査手続において、所定の手続により一定の条件を満たすことが確認された事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容を記録した物件を、審査官その他の当該事件調査に従事する職員がその内容に接することなく、事件の終結を待つことなく当該事業者へ還付する手続（以下「判別手続」という。）を導入した（令和2年公正取引委員会規則第2号）。当該物件の還付を希望する事業者は、公正取引委員会の審査に関する規則第23条の2第1項の規定により、文書で判別手続の求めを行うこととなっている。

判別手続については、令和2年12月25日から運用を開始したところ、令和2年度においては、判別手続の求めはなかった。

第4－1表 令和2年度法的措置（排除措置命令）一覧表

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最高額～最低額)	法的措置 (注1) 対 象事業者の 数	違反法条	排除措置 命令年月日
1	2 (措) 2	山形県が発注する警察官用制服類の入札等の参加業者に対する件	山形県発注の警察官用制服類の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	141万円	4	第3条後段	2. 6. 11
2	2 (措) 3	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田北高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	-	3	第3条後段	2. 7. 1
3	2 (措) 4	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田南高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	-	2	第3条後段	2. 7. 1
4	2 (措) 5	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田西高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	-	1	第3条後段	2. 7. 1
5	2 (措) 6	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	-	2	第3条後段	2. 7. 1
6	2 (措) 7	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊野高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	-	2	第3条後段	2. 7. 1
7	2 (措) 8	愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件	愛知県立豊田工業高等学校の制服の販売業者が、販売価格を引き上げる旨を合意していた。	-	2	第3条後段	2. 7. 1
8	2 (措) 9	マイナミ空港サービス㈱に対する件	八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して、自社の取引先需要者にエス・ジー・シー佐賀航空㈱から機上渡し給油を受けないようにさせていることにより、エス・ジー・シー佐賀航空㈱の事業活動を排除している。	612万円	1	第3条前段	2. 7. 7 (注2)
9	2 (措) 10	東海旅客鉄道㈱が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者に対する件	東海旅客鉄道㈱発注のリニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の指名競争見積の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	43億2170万円 (31億1839万円～ 12億331万円)	4	第3条後段	2. 12. 22
合 計				43億2923万円	21		

(注1) 排除措置命令を行っていない課徴金納付命令対象事業者を含む。

(注2) 令和3年2月19日に本件に係る課徴金納付命令を行った。

第4－2表 令和2年度法的措置（確約計画の認定）一覧表

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
1	2 (認) 2	クーバービジョン・ジャパン㈱に対する件	公正取引委員会は、クーバービジョン・ジャパン㈱に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ア クーパービジョン・ジャパン㈱は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。 イ クーパービジョン・ジャパン㈱は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。	1	第19条（一般指定第12項）	2.6.4
2	2 (認) 3	ゲンキー㈱に対する件	公正取引委員会は、ゲンキー㈱に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ゲンキー㈱は、同社が自ら販売する商品を同社に直接販売して納入する事業者のうち、ゲンキー㈱と継続的な取引関係にあるもの（以下第4－2表において「納入業者」という。）に対し、次の行為を行っていた。 (1) 新規開店等に際し、納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、自社の従業員が定めた棚割りに基づく商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。 (2) ゲンキー㈱が一般消費者向けに販売するクリスマスケーキ等について、納入業者に対し、ゲンキー㈱と当該納入業者との取引に関係がないにもかかわらず、購入を要請していた。 (3)ア 自社が主催した「わくわくキャンペーン」と称する催事について、その実施に要する費用を確保するため、納入業者に対し、「わくわくキャンペーン協賛」等の名目で、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。 イ 自社の物流センターについて、その運営に要する費用を確保するため、当該物流センターを通じて納品する納入業者に「センターフィー」等の名目で提供させている料金の料率の引上げの実施に際し、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、引上げ後の料率を適用して算出した額の金銭の提供を要請していた。 ウ ゲンキー㈱の物流センターへの商品の搬入を行う際にゲンキー㈱が納入業者に使用させているケースについて、その購入に要する費用を確保するため、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。 エ バーコードラベルについて、その発行等に要する費用を確保するため、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。	1	第19条（第2条第9項第5号）	2.8.5

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
			(4) 売行きが悪く在庫となった商品及び販売期間中に売れ残ったことにより在庫となった季節品（以下第4－2表において「売上不振商品」という。）について、納入業者に対し、売上不振商品を納入した当該納入業者の責めに帰すべき事由がなく、売上不振商品の購入に当たって当該納入業者との合意により返品を条件を定めておらず、かつ、当該納入業者から売上不振商品の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、その返品に応じるよう要請していた。			
3	2 (認) 4	アマゾンジャパン（同）に対する件	公正取引委員会は、アマゾンジャパン（同）に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 アマゾンジャパン（同）は本件対象事業部において、取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下第4－2表において「本件納入業者」という。）に対して、次の行為を行っている。 (1) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、対価を減額するための要請を対価に係る交渉の一環として行うことなく、かつ、当該本件納入業者から値引き販売の原資とするための減額の申出がない又は当該申出に基づき値引き販売を実施して当該商品が処分されることが当該本件納入業者の直接の利益とならないにもかかわらず、在庫補償契約を締結することにより、当該契約で定めた額を、当該本件納入業者に支払うべき代金の額から減じている。 (2) 本件納入業者に対して、当該本件納入業者から仕入れた商品の販売において自社の目標とする利益を得られないことを理由に、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、金銭を提供させている。 (3) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、本件共同マーケティングプログラム契約に基づき支払を受けた金銭の全部又は一部について、当該契約に基づくサービスの提供を行うことなく、金銭を提供させている。 (4) 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該本件納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じるなどして算出した額の金銭を提供させている。 (5) 本件納入業者に対して、過剰な在庫であると自社が判断した商品について、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、以下のいずれにも該当しないにもかかわらず、返品している。 ア 当該商品の購入に当たり当該本件納入業者との合意により返品を条件を明確に定め、当該条件に従って返品する場合（当該返品が当該本件納入業者の得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担とならない場合に限る。） イ あらかじめ当該本件納入業者の同意を得て、かつ、当該商品の返品によって当該本件納入業者に通常生ずべき損失を自社が負担する場合 ウ 当該本件納入業者から当該商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、当該本件納入業者が当該商品を処分することが当該本件納入業者の直接の利益となる場合	1	第19条（第2条第9項第5号）	2.9.10

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	法的措置対象 事業者の数	関係法条	確約計画の 認定年月日
4	2 (認) 5	㈱シードに対する件	公正取引委員会は、㈱シードに対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ア ㈱シードは、自社の「P u r e シリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。 イ ㈱シードは、自社の「P u r e シリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。	1	第19条（一般指定第12項）	2.11.12
5	3 (認) 1	ビー・エム・ダブリュー㈱に対する件	公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリュー㈱に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ ビー・エム・ダブリュー㈱は、継続的に取引しているディーラーのうちの大部分のディーラーに対し、BMW新車について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両の台数を超えてBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録することを要請していた。	1	第19条（第2条第9項第5号）	3.3.12
6	3 (認) 2	日本アルコン㈱に対する件	公正取引委員会は、日本アルコン㈱に対し、同社の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、同社から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ア 日本アルコン㈱は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。 イ 日本アルコン㈱は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者にインターネットによる販売を行わないように要請していた。	1	第19条（一般指定第12項）	3.3.26
合 計				6		

（注）一般指定とは、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

第5表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0円
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	(注2) 28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	(注3) 38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	(注4) 270億2546万円
21年度	106	(注5) 360億7471万円
22年度	156	(注6) 719億4162万円
23年度	277	(注7, 8, 9, 10) 399億6181万円
24年度	113	(注11) 248億7549万円
25年度	(注12) 180	(注12) 302億167万円
26年度	128	(注13, 14, 15) 170億4607万円
27年度	31	(注16) 85億725万円
28年度	32	91億4301万円
29年度	32	18億9210万円
30年度	18	2億6111万円
令和元年度	37	692億7560万円
2年度	4	43億2923万円
合計	8,868	4728億5408万円

（注1）平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

（注2）平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定（平成10年3月11日、

- 課徴金額1934万円)の課徴金額のうち、967万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された(同判決は確定した。))。
- (注3) 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定(平成15年6月13日、課徴金額586万円)の課徴金額のうち、302万円を超えて納付を命じた部分を取り消す判決が言い渡された(同判決は確定した。))。
- (注4) 三菱樹脂㈱に対する審判事件について、平成28年2月24日、課徴金納付命令(平成21年2月18日、課徴金額37億2137万円)のうち、37億1041万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注5) 平成21年11月9日、日鉄住金鋼板㈱に対する課徴金納付命令(平成21年8月27日、37億6320万円)、日新製鋼㈱に対する課徴金納付命令(平成21年8月27日、32億1838万円)及び㈱淀川製鋼所に対する課徴金納付命令(平成21年8月27日、16億4450万円)のうち、平成17年独占禁止法改正法附則の規定により読み替えて適用される独占禁止法第51条第1項の規定に基づき課徴金の額をそれぞれ36億8320万円、31億2838万円及び15億5450万円に変更する旨の審決を行った。
- (注6) 三和シャッター工業㈱ほか3名に対する審判事件について、令和2年8月31日、
- ・三和シャッター工業㈱に対する課徴金納付命令(平成22年6月9日、課徴金額25億1615万円)のうち、24億5686万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令(平成22年(納)第95号)(平成22年6月9日、課徴金額17億8167万円)のうち、17億3831万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・文化シャッター㈱に対する課徴金納付命令(平成22年(納)第98号)(平成22年6月9日、課徴金額2億4425万円)のうち、2億4291万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・東洋シャッター㈱に対する課徴金納付命令(平成22年6月9日、課徴金額5億2549万円)のうち、4億8404万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- の審決を行った。
- (注7) エア・ウォーター㈱に係る審決取消請求事件について、審決を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、平成26年10月14日、課徴金納付命令(平成23年5月26日、課徴金額36億3911万円)のうち、7億2782万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の再審決を行った。
- (注8) ㈱山陽マルナカに対する審判事件について、平成31年2月20日、課徴金納付命令(平成23年6月22日、課徴金額2億2216万円)のうち、1億7839万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の第1次審決を行った。
- また、第1次審決の審判請求棄却部分を取り消す旨の判決が出され、同判決が確定したことを受け、令和3年1月27日、上記課徴金納付命令の残余の部分(課徴金額1億7839万円)を取り消す旨の再審決を行った。
- (注9) 日本トイザらス㈱に対する審判事件について、平成27年6月4日、課徴金納付命令(平成23年12月13日、課徴金額3億6908万円)のうち、2億2218万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注10) ㈱エディオンに対する審判事件について、令和元年10月2日、課徴金納付命令(平成24年2月16日、課徴金額40億4796万円)のうち、30億3228万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注11) N T N㈱に対する審判事件について、令和元年11月26日、課徴金納付命令(平成25年3月29日、課徴金額72億3107万円)のうち、72億3012万円を超えて納付を命じた部分を取り消すとともに平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第51条第3項の規定に基づき課徴金の額を70億3012万円に変更する旨の審決を行った。
- (注12) 加藤化学㈱に対する審判事件について、令和元年9月30日、加藤化学㈱に対する課徴金納付命令(平成25年7月11日、課徴金額4116万円)を取り消す旨の審決を行った。
- (注13) ダイレックス㈱に対する審判事件について、令和2年3月25日、課徴金納付命令(平成26年6月5日、課徴金額12億7416万円)のうち、11億9221万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の審決を行った。
- (注14) レンゴー㈱ほか36名に対する審判事件について、令和3年2月8日、
- ・王子コンテナ㈱に対する課徴金納付命令(平成26年(納)第116号)(平成26年6月19日、課徴金額4億9597万円)のうち、4億8642万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・福野段ボール工業㈱に対する課徴金納付命令(平成26年6月19日、課徴金額1078万円)のうち、1050万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・王子コンテナ㈱に対する課徴金納付命令(平成26年(納)第163号)(平成26年6月19日、課徴金額12億8727万円)のうち、12億8673万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・北海道森紙業㈱に対する課徴金納付命令(平成26年6月19日、課徴金額6640万円)のうち、6586万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・浅野段ボール㈱に対する課徴金納付命令(平成26年6月19日、課徴金額2990万円)のうち、2904万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- の審決を行った。

- (注15) レンゴー㈱ほか1名に対する審判事件について、令和3年2月8日、
- ・レンゴー㈱に対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額10億7044万円）のうち、10億6758万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
 - ・㈱トーモクに対する課徴金納付命令（平成26年6月19日、課徴金額6億401万円）のうち、6億363万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨
- の審決を行った。
- (注16) 松尾電機㈱による排除措置命令等取消請求事件について、平成31年3月28日、東京地方裁判所から、課徴金納付命令（平成28年3月29日、課徴金額4億2765万円）のうち、4億2414万円を超えて納付を命じた部分を取り消す旨の判決が言い渡された（同判決は確定した。）。

第2 法的措置等

令和2年度においては、15件について法的措置（排除措置命令9件、確約計画の認定6件）を採った。排除措置命令9件の違反法条をみると、独占禁止法第3条前段（私的独占の禁止）違反1件及び同法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反8件となっている。また、確約計画の認定6件の関係法条をみると、いずれも同法第19条（不公正な取引方法の禁止）6件となっている。

なお、令和2年度に認定した確約計画の中には、納入業者への返金（金銭的価値の回復）等のこれまでの類似事件に係る排除措置命令では命じられていない措置が盛り込まれたものがある。

これら15件の概要は次のとおりである。

1 排除措置命令及び課徴金納付命令等

(1) 独占禁止法第3条前段違反事件

マイナミ空港サービス㈱に対する件（令和2年（措）第9号）

排除措置年月日	違反法条
2.7.7	独占禁止法第3条前段

ア 関係人

名称	所在地	代表者	課徴金額	事業の概要
マイナミ空港サービス㈱	東京都港区元赤坂一丁目7番8号	代表取締役 南 友和	612万円	航空燃料の販売業 (注1)

- (注1) 成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、新千歳空港、広島空港、八尾空港（注2）、名古屋飛行場、東京都東京ヘリポート及び広島ヘリポート（以下これらの空港等を総称して「11空港等」という。）において、国内の石油元売会社から仕入れた航空燃料を給油会社（注3）として販売している（11空港等のうち、名古屋飛行場及び広島ヘリポートにおける給油会社はマイナミ空港サービス㈱（以下「マイナミ空港サービス」という。）のみである。）。
- (注2) 「八尾空港」は、大阪府八尾市に所在し、国土交通大臣によって設置され管理される空港である。
- (注3) 「給油会社」とは、自ら機上渡し給油（注4）を行う事業者をいう。
- (注4) 「機上渡し給油」とは、航空燃料を航空機の燃料タンクに給油することにより引き渡すことをいう。

イ 違反行為等の概要

⑦ 後記④の行為前におけるマイナミ空港サービスの対応等

マイナミ空港サービスは、平成27年6月中旬頃、エス・ジー・シー佐賀航空㈱（以下「エス・ジー・シー佐賀航空」という。）（注5）が八尾空港における航空燃料の販売事業に参入する旨の情報に接したことから、八尾空港協議会（注6）の会員等に対し、八尾空港における航空燃料の需要は自社からの供給により既に満たされており、エス・ジー・シー佐賀航空の参入によって、その供給を巡り自社との間で過当競争を引き起こすこととなるとして、その参入に反対である旨伝えていた。

④ マイナミ空港サービスによる自社の取引先需要者に対する行為

平成28年11月1日、エス・ジー・シー佐賀航空が八尾空港における給油会社として航空燃料の販売を開始したところ（注7）、マイナミ空港サービスは、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売（注8）に関して、次のとおり、自社の取引先需要者にエス・ジー・シー佐賀航空から機上渡し給油を受けないようにさせている。

- a マイナミ空港サービスは、平成28年12月7日、八尾空港協議会の会員のうち11名（以下「八尾空港協議会員11名」という。）に対して、エス・ジー・シー佐賀航空のように国内の石油元売会社から航空燃料を仕入れていない給油会社はその取扱いに係る知識及び理解が不足していることが多いとした上で、エス・ジー・シー佐賀航空の航空燃料と自社の航空燃料の混合に起因する航空機に係る事故等に自社は責任を負えない（注9）などとして、エス・ジー・シー佐賀航空から機上渡し給油を受けた場合、自社からの給油の継続はできない旨及び提携先給油会社（注10）からの給油の継続は困難になる旨を同日付けの文書により通知している。
- b マイナミ空港サービスは、八尾空港協議会員11名のうちの1名が八尾空港における航空燃料の買入れ契約の相手方をエス・ジー・シー佐賀航空に決定したことを受けて、その者に対して、平成29年2月10日、エス・ジー・シー佐賀航空の航空燃料は自社が国内の石油元売会社から仕入れている航空燃料と同等の品質管理を経ているとはいえず、エス・ジー・シー佐賀航空の航空燃料と自社の航空燃料が混合した場合、航空機に係る事故が発生した際の原因の追究が困難になるなどとして、自社が契約の相手方となれない期間においては、八尾空港、名古屋飛行場、広島ヘリポート等における機上渡し給油による航空燃料の販売を停止する旨を同日付けの文書により通知している。
- c マイナミ空港サービスは、平成29年3月15日頃、八尾空港協議会員11名を含む約250名の自社の取引先需要者に対して、エス・ジー・シー佐賀航空の航空燃料と自社の航空燃料の混合に起因する航空機に係る事故等に自社は責任を負えないなどとして、エス・ジー・シー佐賀航空から機上渡し給油を受けた場合、自社からの給油の継続はできない旨を同日付けの文書により通知している。
- d マイナミ空港サービスは、平成29年5月中旬頃以降、エス・ジー・シー佐賀航空から機上渡し給油を受けた需要者からの給油に係る依頼に応じる条件として、当該需要者に対し、エス・ジー・シー佐賀航空の航空燃料と自社の航空燃料が混

合したことに起因した航空機に係る事故等が発生した場合でも自社に責任の負担を求めない旨等が記載された文書への署名を求め、これに応じない場合には、抜油（注11）を求めている。

（注5）エス・ジー・シー佐賀航空は、佐賀市に本店を置き、航空事業、航空燃料の販売業等を営む者であり、八尾空港、佐賀空港等において、給油会社として航空燃料を販売している。また、同社は、平成24年8月頃から、国外の石油精製業者から輸入した航空燃料を需要者に対して販売している。

（注6）八尾空港協議会は、八尾空港において航空事業等を営む法人等を会員とする任意団体である。

（注7）八尾空港における給油会社は、平成28年11月1日より前はマイナミ空港サービスのみであったが、同日、エス・ジー・シー佐賀航空が同空港での航空燃料の販売を開始し、それ以降は、マイナミ空港サービスとエス・ジー・シー佐賀航空の2社である。

（注8）八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の総供給量のうち、マイナミ空港サービスの機上渡し給油による航空燃料の供給量が占める割合は、平成29年度及び平成30年度（平成30年4月1日から平成31年1月31日までをいう。）のいずれも8割を超えていた。

（注9）航空燃料には、国際的な標準規格等が存在するところ、航空法（昭和27年法律第231号）等には、同油種・同等級の航空燃料の混合を禁止又は制限する規定は存在しない。通常、航空機の燃料タンク内では、異なる給油会社から給油を受けた同油種・同等級の航空燃料の混合が生じているが、運輸安全委員会が公表した事故調査報告書（昭和49年から令和2年1月31日までの間）には、同油種・同等級の航空燃料が混合したことに起因した航空事故等に係る記載はない。

（注10）「提携先給油会社」とは、11空港等以外の一部の空港等に所在する給油会社であって、マイナミ空港サービスが、自社の取引先需要者への機上渡し給油に係る業務を委託するなどしている給油会社をいう。

（注11）「抜油」とは、航空機の燃料タンク内の航空燃料を抜き取ることをいう。

ウ 排除措置命令の概要

⑦ マイナミ空港サービスは、八尾空港における機上渡し給油による航空燃料の販売に関して

a 自社の取引先需要者に対し、エス・ジー・シー佐賀航空の航空燃料と自社の航空燃料の混合に起因する航空機に係る事故等に自社は責任を負えないなどとして、自社の取引先需要者がエス・ジー・シー佐賀航空から機上渡し給油を受けた場合には自社からの給油は継続できない旨等を通知する

b エス・ジー・シー佐賀航空から機上渡し給油を受けた自社の取引先需要者からの給油に係る依頼に応じる条件として、エス・ジー・シー佐賀航空の航空燃料と自社の航空燃料の混合に起因する航空機に係る事故等が発生した場合でもマイナミ空港サービスに責任の負担を求めない旨等が記載された文書への署名又は抜油を求める

ことにより、自社の取引先需要者にエス・ジー・シー佐賀航空から機上渡し給油を受けないようにさせている行為を取りやめなければならない。

⑧ マイナミ空港サービスは、前記⑦の行為を取りやめる旨及び今後、前記⑦の行為

と同様の行為を行わない旨を、取締役会において決議しなければならない。

- (7) マイナミ空港サービスは、前記(7)及び(4)に基づいて採った措置を、自社の取引先需要者及びエス・ジー・シー佐賀航空に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (8) マイナミ空港サービスは、今後、前記(7)の行為と同様の行為を行ってはならない。
- (9) マイナミ空港サービスは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
- 航空燃料の販売事業に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底
 - 航空燃料の販売事業に関する独占禁止法の遵守についての、自社の役員及び従業員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

エ 課徴金納付命令の概要

マイナミ空港サービスは、令和3年9月21日までに、612万円を支払わなければならない。

(2) 独占禁止法第3条後段違反事件

ア 山形県が発注する警察官用制服類の入札等の参加業者に対する件（令和2年（措）第2号）

排除措置年月日	違反法条
2. 6. 11	独占禁止法第3条後段

(7) 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	イシイ(株)	仙台市若林区卸町二丁目7番6号	代表取締役 石井 吉雄	○	—
2	ミドリ安全山形(株)	山形市流通センター二丁目11番地7	代表取締役 吉田 敦	○	—
3	山形菅公学生服(株)	山形市大野目三丁目2番23号	代表取締役 大宮 浩三	○	—
4	(株)中合	福島市栄町5番1号	代表取締役 黒崎 浩一	—	—
5	(株)大沼（注3）	山形市七日町一丁目2番30号	破産管財人 田中 暁	—	141万円
合計				3社	141万円

（注1）表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

（注2）表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

（注3）当該事業者は、令和2年1月27日に破産手続開始の決定を山形地方裁判所から受け、同日以降、事業活動の全部を取りやめている。

(4) 違反行為の概要

前記(7)記載の5社（以下「5社」という。）は、遅くとも平成27年4月1日以降

(イシイ^(株)及び山形菅公学生服^(株)にあつては遅くとも平成30年5月25日以降)、特定警察官用制服類(注4)について、受注価格の引上げ及び低落防止を図るため

a (a) 受注すべき者(以下アにおいて「受注予定者」という。)を決定する

(b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

b (a) 山形県から参考見積価格の提示依頼があつた際に、過去の受注実績等を勘案して、受注予定者を決定する

(b) 予定価格が前年度の落札金額より高くなるよう、受注予定者が提示する参考見積価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した参考見積価格を提示する

(c) 受注予定者が提示する入札価格又は見積価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した入札価格又は見積価格を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、5社は、公共の利益に反して、特定警察官用制服類の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注4)「特定警察官用制服類」とは、山形県が、警察官用制服類として、予定価格の設定のために参考とする見積価格(以下「参考見積価格」という。)を徴した上で、一般競争入札又は見積り合わせ(以下「入札等」という。)の方法により発注するものをいう。

(7) 排除措置命令の概要

a イシイ^(株)、ミドリ安全山形^(株)及び山形菅公学生服^(株)の3社(以下「3社」という。)は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

(a) 前記(4)の行為を取りやめていることを確認すること。

(b) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定警察官用制服類について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

(c) 今後、特定警察官用制服類に係る参考見積価格を山形県に提示するに当たり、相互に、又は他の事業者と、参考見積価格を連絡し合う行為を行わないこと。

b 3社は、それぞれ、前記aに基づいて採った措置を、自社を除く2社及び山形県に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

c 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、特定警察官用制服類について、受注予定者を決定してはならない。

d 3社は、今後、参考見積価格を山形県に提示するに当たり、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、参考見積価格を連絡し合う行為を行ってはならない。

(8) 課徴金納付命令の概要

^(株)大沼は、令和3年1月12日までに、141万円を支払わなければならない。

(9) 山形県による警察官用制服等の発注制度の運用について

山形県は、特定警察官用制服類の入札等を実施する前に、特定警察官用制服類に係る予定価格の設定のため、原則として前年度に特定警察官用制服類を山形県に納入した3事業者から参考見積価格を徴し、最も低く提示された価格を予定価格として設定していたところ、これら3事業者は、常に5社のうちのいずれかの事業者で

あった。本件では、このような状況の下で、5社が、前記(4) bの行為により、特定警察官用制服類について、予定価格と同額又はそれに近い金額で受注していたという事実が認められた。

このため、公正取引委員会は、山形県に対し、警察官用制服等の発注制度の運用について、その見直しを求めた。

イ 愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する件（令和2年（措）第3号～第8号）

排除措置年月日	違反法条
2. 7. 1	独占禁止法第3条後段

(7) 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	取引分野					
				愛知県立豊田北高等学校の制服	愛知県立豊田南高等学校の制服	愛知県立豊田西高等学校の制服	愛知県立豊田高等学校の制服	愛知県立豊野高等学校の制服	愛知県立豊田工業高等学校の制服
1	(有) 学生の店みくさ豊田店	愛知県豊田市西町二丁目66番地	代表取締役 得能 康熙	○	○	/	○	/	/
2	(株)近藤洋服店	愛知県豊田市竹生町三丁目33番地	代表取締役 梅村 修司	○ (注4)	/	○ (注4)	○ (注4)	○ (注4)	○
3	ノノヤマ洋服(株)	愛知県豊田市若林東町棚田66番地1	代表取締役 野々山 雅博	○ (注4)	○ (注4)	/	/	○ (注4)	○ (注4)
4	(株)大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場二丁目18番11号	代表取締役 澤田 太郎	— (注4)	— (注4)	— (免除)	— (注4)	— (注4)	/
違反事業者数				4社	3社	2社	3社	3社	2社
排除措置命令対象事業者数				3社	2社	1社	2社	2社	2社

(注1) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「—」は、排除措置命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 表中の「/」は、当該取引分野における違反事業者ではないことを示している。

(注4) 課徴金減免申請を行った者であるが、算出された課徴金の額が100万円未満であったため、独占禁止法第7条の2第1項ただし書により課徴金納付命令の対象とはなっていない。

(4) 違反行為の概要

a 愛知県立豊田北高等学校の制服

(a) 4社（前記(7)の表の番号1から4までの販売業者）は、かねてから、愛知県立豊田北高等学校（以下「豊田北高校」という。）の制服の販売価格について情報交換を行っていたところ、遅くとも平成27年9月頃以降、同校の制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意の下に、同校の制服の仕入価格の上昇が見込まれる場合等には、会合を開催するなどの方法により、同校の制服の販売価格を決定するなどしていた。

(b) これら4社は、前記(a)の合意をすることにより、公共の利益に反して、豊田

北高校の制服の販売分野における競争を実質的に制限していた。

b 愛知県立豊田南高等学校の制服

(a) 3社（前記⑦の表の番号1，3及び4の販売業者）は，かねてから，愛知県立豊田南高等学校（以下「豊田南高校」という。）の制服の販売価格について情報交換を行っていたところ，遅くとも平成27年5月頃以降，同校の制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意の下に，同校の制服の仕入価格の上昇が見込まれる場合等には，会合を開催するなどの方法により，同校の制服の販売価格を決定するなどしていた。

(b) これら3社は，前記(a)の合意をすることにより，公共の利益に反して，豊田南高校の制服の販売分野における競争を実質的に制限していた。

c 愛知県立豊田西高等学校の制服

(a) 2社（前記⑦の表の番号2及び4の販売業者）は，かねてから，愛知県立豊田西高等学校（以下「豊田西高校」という。）の制服の販売価格について情報交換を行っていたところ，遅くとも平成27年9月頃以降，同校の制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意の下に，同校の制服の仕入価格の上昇が見込まれる場合等には，会合を開催するなどの方法により，同校の制服の販売価格を決定するなどしていた。

(b) これら2社は，前記(a)の合意をすることにより，公共の利益に反して，豊田西高校の制服の販売分野における競争を実質的に制限していた。

d 愛知県立豊田高等学校の制服

(a) 3社（前記⑦の表の番号1，2及び4の販売業者）は，かねてから，愛知県立豊田高等学校（以下「豊田高校」という。）の制服の販売価格について情報交換を行っていたところ，遅くとも平成27年9月頃以降，同校の制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意の下に，同校の制服の仕入価格の上昇が見込まれる場合等には，会合を開催するなどの方法により，同校の制服の販売価格を決定するなどしていた。

(b) これら3社は，前記(a)の合意をすることにより，公共の利益に反して，豊田高校の制服の販売分野における競争を実質的に制限していた。

e 愛知県立豊野高等学校の制服

(a) 3社（前記⑦の表の番号2から4までの販売業者）は，かねてから，愛知県立豊野高等学校（以下「豊野高校」という。）の制服の販売価格について情報交換を行っていたところ，遅くとも平成27年9月頃以降，同校の制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意の下に，同校の制服の仕入価格の上昇が見込まれる場合等には，会合を開催するなどの方法により，同校の制服の販売価格を決定するなどしていた。

(b) これら3社は，前記(a)の合意をすることにより，公共の利益に反して，豊野高校の制服の販売分野における競争を実質的に制限していた。

f 愛知県立豊田工業高等学校の制服

(a) 2社（前記⑦の表の番号2及び3の販売業者）は，かねてから，愛知県立豊田工業高等学校（以下「豊田工業高校」という。）の制服の販売価格について

情報交換を行っていたところ、遅くとも平成27年9月頃以降、同校の制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意の下に、同校の制服の仕入価格の上昇が見込まれる場合等には、会合を開催するなどの方法により、同校の制服の販売価格を決定するなどしていた。

- (b) これら2社は、前記(a)の合意をすることにより、公共の利益に反して、豊田工業高校の制服の販売分野における競争を実質的に制限していた。

(7) 排除措置命令の概要

- a 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を株主総会において決議しなければならない。

(a) 前記(4)の合意が消滅していることを確認すること。

(b) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が指定販売店（注5）となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定せず、自主的に決めること。

(c) 今後、相互に、又は他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行わないこと。

- b 名宛人は、それぞれ、前記aに基づいて採った措置を、自社を除く名宛人及び自社が指定販売店となっている前記(4)aからfの6校（以下これら6校を「豊田6校」という。）に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

- c 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。

- d 名宛人は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。

（注5）「指定販売店」とは、学校が、生徒等に対し、制服の購入先として案内している販売店をいう。

(8) 愛知県教育委員会に対する通知

- a 本件審査において、豊田6校によつては、

(a) 指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼していたこと

(b) 制服に関する自校の要望等を特定の指定販売店を通じて他の指定販売店に伝達していたこと

(c) 指定販売店各社を一堂に集めた打合せ会を開催していたことが認められた。

- b 愛知県立高等学校が制服について前記aの依頼等をする場合、指定販売店が、当該依頼等に応じるためのやり取りを行う際に、これを契機として制服の販売価格についての情報交換を行うおそれがあるため、公正取引委員会は、愛知県教育委員会に対し、所管の愛知県立高等学校にこれらの内容を周知するとともに、今後、同教育委員会所管の愛知県立高等学校が、指定販売店に対し、制服に関する

依頼等をする場合には、その依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないよう留意すべきである旨通知した。

ウ 東海旅客鉄道(株)が発注するリニア中央新幹線に係る品川駅及び名古屋駅新設工事
(注1)の指名競争見積の参加業者に対する件(令和2年(措)第10号)

排除措置年月日	違反法条
2.12.22	独占禁止法第3条後段

(7) 関係人

番号	違反事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	(株)大林組※	東京都港区港南二丁目15番2号	代表取締役 蓮輪 賢治	○	31億1839万円
2	清水建設(株)※	東京都中央区京橋二丁目16番1号	代表取締役 井上 和幸	○	12億331万円
3	鹿島建設(株)	東京都港区元赤坂一丁目3番1号	代表取締役 押味 至一	○	— (注4・注5)
4	大成建設(株)	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	代表取締役 相川 善郎	○	— (注4・注5)
合計				4社	43億2170万円

(注1) 違反事業者名について、以下「(株)」の記載を省略する。

(注2) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注3) 表中の「※」を付した事業者は、本件と同一の事件について不当な取引制限の罪により罰金の刑に処せられ、同裁判が確定していることから、独占禁止法第7条の2第19項の規定に基づき、当該罰金額の2分の1に相当する金額を控除した額を課徴金額としている。

(注4) 「—」は、課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注5) 鹿島建設及び大成建設は、違反事業者であるが、リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事(注6)を受注していないため、課徴金納付命令の対象とはなっていない。

(注6) 「リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事」とは、東海旅客鉄道(株)が大林組、清水建設、鹿島建設及び大成建設の4社(以下「4社」という。)又は4社のうちの複数社を指名して指名競争見積により順次発注する、リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅の新設工事をいう。

(4) 違反行為の概要

4社は、遅くとも平成27年2月頃以降、リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注価格の低落防止等を図るため

a (a) 受注すべき者(以下ウにおいて「受注予定者」という。)を決定する

(b) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

b (a) 各工事に対する受注意欲を確認し合い、工事ごとに受注を希望する者を受注予定者とする

(b) 受注予定者を代表者とする特定建設工事共同企業体が提示する見積価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた見積価格よりも高い見積価格を提示する又は指名競争見積の参加を辞退する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、4社は、公共の利益に反して、リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(ウ) 排除措置命令の概要

- a 4社は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
 - (a) 前記(イ)の合意が消滅していることを確認すること。
 - (b) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。
- b 4社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く3社及び東海旅客鉄道(株)に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- c 4社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事について、受注予定者を決定してはならない。
- d 4社は、それぞれ、自社の工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての、リニア中央新幹線に係る地下開削工法による品川駅及び名古屋駅新設工事の受注活動に関与する自社の役員及び従業員に対する法務担当者及び第三者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じなければならない。

(エ) 課徴金納付命令の概要

- a 大林組及び清水建設の2社は、令和3年7月26日までに、それぞれ前記(ウ)の「課徴金額」欄記載の額（合計43億2170万円）を支払わなければならない。
- b 大林組及び清水建設の2社は、独占禁止法第7条の2第7項第1号に該当する者であることから、同項の規定に基づき、5割加算した算定率を適用している。

2 確約計画の認定

(1) クーパービジョン・ジャパン(株)に対する件（令和2年（認）第2号）

確約計画の認定年月日	関係法条
2.6.4	独占禁止法第19条（一般指定第12項）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
クーパービジョン・ジャパン(株)	東京都港区六本木一丁目4番5号	代表取締役 井上 佳子

イ 違反被疑行為の概要

(1) 疑いの理由となった行為の概要等

- a クーパービジョン・ジャパン(株)（以下「クーパービジョン・ジャパン」という。）は、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズ（以下(1)において「自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等」という。）

の販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。

- b クーパービジョン・ジャパンは、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者（注）にインターネットによる販売を行わないように要請していた。

(4) 違反する疑いのあった法令の条項

クーパービジョン・ジャパンの前記(7) a 及び b の行為は、それぞれ、不公正な取引方法の第12項に該当し独占禁止法第19条の規定に違反する疑いがある。

(注)「医師の処方を受けた者」とは、医療機関を受診して、コンタクトレンズの製品名、規格、有効期間等が記載された指示書の交付を受けた者を指す。

ウ 確約計画の概要

- (7) 次の事項を取締役会において決議すること。
- a 前記イ(7) a 及び b の行為を既に行っていないことを確認すること。
- b 今後3年間、前記イ(7) a 及び b の行為と同様の行為を行わないこと。
- (4) 前記(7)に基づいて採った措置を、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の小売業者及び販売代理店に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底すること。
- (7) 今後3年間、前記イ(7) a 及び b の行為と同様の行為を行わないこと。
- (2) 次の事項を行うために必要な措置を講じること。
- a 自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定及び自社の従業員に対する周知徹底
- b 自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査
- (4) 前記(7)、(4)及び(2)の措置の履行状況を公正取引委員会に報告すること。
- (2) 前記(7)の措置及び(2) b に基づいて講じた措置の履行状況を、今後3年間、毎年、公正取引委員会に報告すること。

エ 確約計画の認定

公正取引委員会は、前記ウの計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該計画を認定した。

(2) ゲンキー(株)に対する件（令和2年（認）第3号）

確約計画の認定年月日	関係法条
2. 8. 5	独占禁止法第19条（第2条第9項第5号）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
ゲンキー(株)	福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番	代表取締役 藤永 賢一

イ 違反被疑行為の概要

ゲンキー(株)（以下「ゲンキー」という。）は、遅くとも平成28年1月頃以降、平成30年12月頃までの間、ゲンキーが自ら販売する商品をゲンキーに直接販売して納入する事業者のうち、ゲンキーと継続的な取引関係にあるもの（以下「納入業者」という。）に対し、次の行為を行っていた。

- ⑦ 新規開店、改装又は閉店（注1）に際し、納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、自社の従業員が定めた棚割りに基づく商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。
- ⑧ ゲンキーが一般消費者向けに販売するクリスマスケーキ又はお節料理について、納入業者に対し、ゲンキーと当該納入業者との取引に関係がないにもかかわらず、購入を要請していた。
- ⑨ a 自社が主催した「わくわくキャンペーン」と称する催事について、その実施に要する費用を確保するため、納入業者に対し、「わくわくキャンペーン協賛」等の名目で、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。
- b 自社の物流センターについて、その運営に要する費用を確保するため、当該物流センターを通じて納品する納入業者に「センターフィー」等の名目で提供させている料金の料率の引上げの実施に際し、納入業者に対し、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、引上げ後の料率を適用して算出した額の金銭の提供を要請していた。
- c ゲンキーの物流センターへの商品の搬入を行う際にゲンキーが納入業者に使用させている「クレート」と称するケースについて、その購入に要する費用を確保するため、納入業者に対し、「クレート貸出し」等の名目で、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。
- d バーコードラベル（注2）について、その発行等に要する費用を確保するため、納入業者に対し、「ラベル印刷代」等の名目で、あらかじめ算出根拠について明確に説明することなく、金銭の提供を要請していた。
- ⑩ 売行きが悪く在庫となった商品及び販売期間中に売れ残ったことにより在庫となった季節品（以下「売上不振商品」という。）について、納入業者に対し、売上不振商品を納入した当該納入業者の責めに帰すべき事由がなく、売上不振商品の購入に当たって当該納入業者との合意により返品を条件を定めておらず、かつ、当該納入業者から売上不振商品の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、その返品に応じるよう要請していた。

(注1)「新規開店」とは、ゲンキーが、新たに店舗を設置（自社の既存の店舗を閉めて同所で建て替えること及び同所以外の場所に店舗を移転することを含む。）して、当該店舗の営業を開始することを行い、「改装」とは、ゲンキーが、自社の既存の店舗について、売場の移動、売場面積の拡張、設備の改修等を行うことをいい、「閉店」とは、ゲンキーが、自社の既存の店舗について、営業を終了して、当該店舗を閉めることをいう。

(注2)「バーコードラベル」とは、ゲンキーの物流センターへの商品の搬入を行う際に、ゲンキーが当該商品の配送先の店舗名、納入数量等を確認するため、ゲンキー又は納入業者が当該商品を入れた器物に貼付する、当該商品の配送先の店舗名等の情報を示すバーコードを記載したラベルをいう。

ウ 確約計画の概要

- (ア) 次の事項を取締役会で決議すること。
 - a 前記イ(ア)から(イ)までの行為を取りやめていることを確認すること。
 - b 前記イ(ア)から(イ)までの行為と同様の行為を行わないこと。
- (イ) 前記(ア)に基づいて採った措置を、納入業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底すること。
- (ロ) 前記イ(ア)の行為に関する納入業者における金銭的価値を回復すること。
- (ハ) 前記イ(ア)から(イ)までの行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施すること。
- (ニ) 次の事項を行うために必要な措置を講じること。
 - a 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の自社の従業員に対する周知徹底
 - b 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査
 - c 独占禁止法違反行為に関与した役員及び従業員に対する処分に関する規程の改定
 - d 独占禁止法違反行為に係る通報を行った者に対する適切な取扱いを定める規程の作成
 - e 独占禁止法違反行為に係る通報制度の納入業者及び自社の従業員に対する周知
 - f 法務・コンプライアンスに係る担当の取締役の新設
- (ホ) 前記(ア)、(イ)、(ロ)及び(ハ)の措置の履行状況を公正取引委員会に報告すること。
- (ヘ) 前記(ハ)の措置及び(ニ)bに基づいて講じた措置の履行状況を、今後3年間、毎年、公正取引委員会に報告すること。

エ 確約計画の認定

公正取引委員会は、前記ウの計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該計画を認定した。

(3) アマゾンジャパン（同）に対する件（令和2年（認）第4号）

確約計画の認定年月日	関係法条
2. 9. 10	独占禁止法第19条（第2条第9項第5号）

ア 関係人

名称	所在地	代表社員	職務執行者
アマゾンジャパン （同）	東京都目黒区下目黒一 丁目8番1号	アマゾン・オーバースーズ・ ホールディングス・インク	ジャスパー・チャン, ジェフリー・ハヤシダ

イ 違反被疑行為の概要

アマゾンジャパン（同）（以下「アマゾンジャパン」という。）は、平成28年5月以降、本件対象事業部（注1）において、取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（注2）（以下「本件納入業者」という。）に対して、次の行為を行っている。

- ㊦ 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、対価を減額するための要請を対価に係る交渉の一環として行うことなく、かつ、当該本件納入業者から値引き販売の原資とするための減額の申出がない又は当該申出に基づき値引き販売を実施して当該商品が処分されることが当該本件納入業者の直接の利益とならないにもかかわらず、在庫補償契約（注3）を締結することにより、当該契約で定めた額を、当該本件納入業者に支払うべき代金の額から減じている。
- ㊧ 本件納入業者に対して、当該本件納入業者から仕入れた商品の販売において自社の目標とする利益を得られないことを理由に、自社の収益性の向上を図るため、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、金銭を提供させている。
- ㊨ 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、本件共同マーケティングプログラム契約（注4）に基づき支払を受けた金銭の全部又は一部について、当該契約に基づくサービスの提供を行うことなく、金銭を提供させている。
- ㊩ 本件納入業者に対して、自社の収益性の向上を図るため、自社のシステムへの投資に対する協賛金等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて当該本件納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該本件納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じるなどして算出した額の金銭を提供させている。
- ㊪ 本件納入業者に対して、過剰な在庫であると自社が判断した商品について、当該本件納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、以下のいずれにも該当しないにもかかわらず、返品している。
 - a 当該商品の購入に当たり当該本件納入業者との合意により返品の条件を明確に定め、当該条件に従って返品する場合（当該返品が当該本件納入業者の得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担とならない場合に限

る。)

- b あらかじめ当該本件納入業者の同意を得て、かつ、当該商品の返品によって当該本件納入業者に通常生ずべき損失を自社が負担する場合
- c 当該本件納入業者から当該商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、当該本件納入業者が当該商品を処分することが当該本件納入業者の直接の利益となる場合

(注1) 本件対象事業部は、アマゾンジャパンの小売部門に設置されたホーム、カー&バイク用品、おもちゃ&ホビー、DIY・工具・ガーデン、スポーツ&アウトドア、ホームアプライアンス、家事・季節・空調家電、調理・美容・健康家電、ベビー及びペット用品の各事業部である。

(注2) 納入業者とは、アマゾンジャパンが自ら販売するために買取りの方法により仕入れる商品を、アマゾンジャパンに自ら販売する事業者又はアマゾンジャパンに取引先卸売業者を通じて販売する事業者(アマゾンジャパンと実質的に取引関係が認められるものに限る。)のうち、アマゾンジャパンと継続的な取引関係にあるものをいう。

(注3) 在庫補償契約とは、アマゾンジャパンが納入業者から仕入れている商品の仕入価格が引き下げられた際にアマゾンジャパンと当該納入業者との間で締結される契約であって、当該商品のアマゾンジャパンにおける在庫数量に仕入価格の変更前後の差額を乗じるなどして算出された額を、当該納入業者がアマゾンジャパンに支払うことを内容とするものをいう。

(注4) 共同マーケティングプログラム契約とは、アマゾンジャパンが納入業者との間で締結する「共同マーケティングプログラム契約」と題する契約のうち、アマゾンジャパンが当該納入業者に対して、「Amazon.co.jp」と称する自社のウェブサイト上の特定の箇所に当該納入業者から仕入れた商品に係る情報を掲載するサービスを提供し、当該納入業者は、その利用に係る対価として、アマゾンジャパンに対する毎月の販売金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じるなどして算出された額をアマゾンジャパンに支払うことを内容とするものをいう。

ウ 確約計画の概要

- (7) 前記イの行為を取りやめること。
- (4) 前記イの行為の対象となった本件納入業者に対し、それぞれ、金銭的価値の回復を行うこと。
- (7) 前記(7)及び前記(4)並びに後記(4)の各措置を採る旨を業務執行の決定機関である代表社員の職務執行者において決定すること。
- (5) 前記(7)に基づいて採った措置並びに前記(7)及び前記(4)の措置を採る旨を、納入業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底すること。
- (4) 前記イと同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施すること。
- (4) 次の事項を行うために必要な措置を講じること。
 - a 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自社の従業員への周知徹底
 - b 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての自社の小売事業に係る従業員に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査
- (4) 前記(7)から(5)まで及び前記(4)に基づいて採った措置の履行状況を公正取引委員会に報告すること。

㌾ 前記 ㌿ の措置及び前記 ㌿ b に基づいて講じた措置の履行状況を、今後3年間、毎年、公正取引委員会に報告すること。

エ 確約計画の認定

公正取引委員会は、前記ウの計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合するものと認め、当該計画を認定した。

なお、当該計画が実施されることにより、前記ウ ㌿ の金銭的価値の回復については、当該計画を認定した時点において、本件納入業者のうち約1,400社に対し、総額約20億円と見込まれた。

(4) (株)シードに対する件（令和2年（認）第5号）

確約計画の認定年月日	関係法条
2.11.12	独占禁止法第19条（一般指定第12項）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
(株)シード	東京都文京区本郷二丁目40番2号	代表取締役 浦壁 昌廣

イ 違反被疑行為の概要等

㌿ 疑いの理由となった行為の概要

- a (株)シード（以下「シード」という。）は、自社の「Pureシリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。
- b シードは、自社の「Pureシリーズ」と称する一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズの販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者（注）にインターネットによる販売を行わないように要請していた。

㌿ 違反する疑いのあった法令の条項

シードの前記 ㌿ a 及び b の行為は、それぞれ、不公正な取引方法の第12項に該当し独占禁止法第19条の規定に違反する疑いがある。

（注）「医師の処方を受けた者」とは、医療機関を受診して、コンタクトレンズの製品名、規格、有効期間等が記載された指示書の交付を受けた者を指す。

ウ 確約計画の概要

㌿ 次の事項を取締役会において決議すること。

- a 前記イ ㌿ a 及び b の行為を既に行っていないことを確認すること。
- b 自社の一日使い捨てコンタクトレンズ及び二週間頻回交換コンタクトレンズ（以下(4)において「自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等」という。）の販売

に関し、前記イ ㉦ a 及び b の行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施すること。

- ㉦ 前記 ㉦ に基づいて採った措置を、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の小売業者及び販売代理店に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底すること。
- ㉧ 自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の販売に関し、前記イ ㉦ a 及び b の行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施すること。
- ㉨ 次の事項を行うために必要な措置を講じること。
 - a 自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定及び自社の従業員に対する周知徹底
 - b 自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査
- ㉩ 前記 ㉦、㉧ 及び ㉨ の措置の履行状況を公正取引委員会に報告すること。
- ㉪ 前記 ㉧ の措置及び ㉨ b に基づいて講じた措置の履行状況を、今後3年間、毎年、公正取引委員会に報告すること。

エ 確約計画の認定

公正取引委員会は、前記ウの計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該計画を認定した。

(5) ビー・エム・ダブリュー(株)に対する件（令和3年（認）第1号）

確約計画の認定年月日	関 係 法 条
3. 3. 12	独占禁止法第19条（第2条第9項第5号）

ア 関係人

名 称	所 在 地	代 表 者
ビー・エム・ダブリュー(株)	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	代表取締役 クリスチャン・ ヴィードマン

イ 違反被疑行為の概要

ビー・エム・ダブリュー(株)（以下「ビー・エム・ダブリュー」という。）は、平成27年1月頃以降、令和元年12月頃までの間、継続的に取引しているディーラー（注1）のうちの大部分のディーラーに対し、BMW新車（注2）について、当該ディーラーのこれまでの販売実績等からみて当該ディーラーが到底達成することができない販売計画台数案を策定し、当該ディーラーとの間で十分に協議することなく販売計画台数を合意させるとともに、当該販売計画台数を達成させるために、当該ディーラーがBMW新車を販売する上で必要となる事業用車両（注3）の台数を超えてBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録（注4）することを要請していた。

(注1) ビー・エム・ダブリューとの間で自動車(自動二輪車を除く。)を対象とするBMWディーラー契約を締結し、当該BMWディーラー契約で規定される自動車(以下「BMW車両」という。))をビー・エム・ダブリューから購入して客に販売する事業者をいう。

(注2) BMW車両の新車をいう。

(注3) ディーラーが、試乗車(購入を検討する客に試乗させるための自動車をいう。)、代車(客からBMW車両の点検・整備を請け負う際に、当該客の利用に供するための自動車をいう。)等として、自社の事業に用いるBMW車両をいう。

(注4) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条及び第8条の規定に基づく登録をいう。

ウ ディーラーについて

ディーラーの大部分は、その売上高の大部分がBMW車両の販売に係る事業によって占められていた。そして、ビー・エム・ダブリューから、販売計画台数を達成するために自社が必要とする事業用車両の台数を超過してBMW新車を自社の名義で新規登録するよう要請を受けたディーラーの中には、自社の利益にならないと考えた場合であっても、BMW新車を自社の名義で新規登録した上で当該BMW新車を事業用車両として使用せずに中古車として販売するものもいた。

エ 確約計画の概要

- (7) 次の事項を取締役会において決議すること。
 - a 前記イの行為を取りやめていることを確認すること。
 - b 前記イの行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施すること。
- (8) 前記(7)に基づいて採った措置を、ディーラーに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底すること。
- (9) 前記イの行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施すること。
- (10) 次の事項を行うために必要な措置を講じること。
 - a ディーラーとの取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底
 - b ディーラーとの取引に関する独占禁止法の遵守についての自社の役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査
 - c 販売計画台数については、各ディーラーの販売実績や、当該ディーラーが所在する地域におけるBMW新車の販売見込みなど、ディーラーごとに合理的な根拠を基に案を策定して当該案についてディーラーと十分な協議を行った上で販売計画台数を合意することに係るガイドラインを策定し、当該ガイドラインを各ディーラーに周知した上で、当該ガイドラインに基づいて販売計画台数案の策定及び販売計画台数に関する各ディーラーとの十分な協議を行うこと。
 - d ディーラーが自ら望んでおらず、かつ、経済的な利益が得られる合理的な見込みがないにもかかわらず、販売計画台数達成のためにBMW新車を当該ディーラーの名義で新規登録するようにディーラーに対して要請することがないよう、

自社内における周知活動及び従業員への教育を十分に行うこと。

- e 自社による独占禁止法に違反する可能性がある行為についてディーラーが通報できる外部窓口を設けること。
- (d) 前記(7), (i)及び(ii)の措置の履行状況を公正取引委員会に報告すること。
- (h) 前記(h)の措置並びに(ii) b及びdに基づいて講じた措置の履行状況を、今後3年間、毎年、公正取引委員会に報告すること。

オ 確約計画の認定

公正取引委員会は、前記エの計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該計画を認定した。

(6) 日本アルコン(株)に対する件（令和3年（認）第2号）

確約計画の認定年月日	関係法条
3. 3. 26	独占禁止法第19条（一般指定第12項）

ア 関係人

名称	所在地	代表者
日本アルコン(株)	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	代表取締役 リチャード・コズロ スキー

イ 違反被疑行為の概要等

(7) 疑いの理由となった行為の概要

- a 日本アルコン(株)（以下「日本アルコン」という。）は、自社の一斉使い捨てコンタクトレンズ、二週間頻回交換コンタクトレンズ及び一か月定期交換コンタクトレンズ（以下(6)において「自社の一斉使い捨てコンタクトレンズ等」という。）の販売に関し、小売業者に対して、広告への販売価格の表示を行わないように要請していた。
- b 日本アルコンは、自社の一斉使い捨てコンタクトレンズ等の販売に関し、小売業者に対して、医師の処方を受けた者（注）にインターネットによる販売を行わないように要請していた。

(i) 違反する疑いのあった法令の条項

日本アルコンの前記(7) a及びbの行為は、それぞれ、不公正な取引方法の第12項に該当し独占禁止法第19条の規定に違反する疑いがある。

（注）「医師の処方を受けた者」とは、医療機関を受診して、コンタクトレンズの製品名、規格、有効期間等が記載された指示書の交付を受けた者を指す。

ウ 確約計画の概要

- (7) 次の事項を取締役会において決議すること。
 - a 前記イ(7) a及びbの行為を既に行っていないことを確認すること。

- b 前記イ ㉠ a 及び b の行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施すること。
- ㉡ 前記 ㉠ に基づいて採った措置を、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の小売業者及び販売代理店に通知するとともに、一般消費者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底すること。
- ㉢ 前記イ ㉠ a 及び b の行為と同様の行為を行わないこととし、この措置を今後3年間実施すること。
- ㉣ 次の事項を行うために必要な措置を講じること。
 - a 自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、本件違反被疑行為の独占禁止法上の問題点等を記載した、行動指針の趣旨を明確にした文書の作成並びに同文書及び行動指針の自社の従業員に対する周知徹底
 - b 自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての、自社の一日使い捨てコンタクトレンズ等の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者又は外部専門家による定期的な監査
- ㉤ 前記 ㉠、㉡ 及び ㉣ の措置の履行状況を公正取引委員会に報告すること。
- ㉥ 前記 ㉢ の措置及び ㉣ b に基づいて講じた措置の履行状況を、今後3年間、毎年、公正取引委員会に報告すること。

エ 確約計画の認定

公正取引委員会は、前記ウの計画が独占禁止法に規定する認定要件のいずれにも適合すると認め、当該計画を認定した。

第3 その他の事件処理

1 注意

令和2年度において注意・公表を行ったものの概要は、次のとおりである。

第6表 令和2年度注意・公表事件一覧

件 名	内 容	関係法条	注意年月日
㈱電通に対する件	㈱電通は、東京都に所在する令和2年度補正持続化給付金事務事業の事務局において、委託先事業者のうち、当該事業の申請サポート会場運営業務の取りまとめを担当する2社に対し、特定の事業者（以下「特定事業者」という。）が令和2年度家賃支援給付金事務事業を受注した場合、委託先事業者が特定事業者から令和2年度家賃支援給付金事務事業の申請サポート会場運営業務を受託すれば、今後㈱電通は当該委託先事業者と取引をしない旨を発言するとともに、当該発言の内容を他の委託先事業者に伝達するように指示しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。	第19条（一般指定第14項）	2. 12. 17

（注）一般指定とは、不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）を指す。

2 自発的な措置に関する公表

令和2年度において、審査の過程において、事業者の自発的な措置を踏まえて調査を終了した事案の概要は、次のとおりである。

第7表 令和2年度自発的な措置に関する公表事案一覧

一連番号	件 名	内 容	公表年月日
1	大阪瓦斯㈱に対する件	公正取引委員会は、大阪瓦斯㈱が、同社の供給区域における大口供給地点向けの導管を通じたガス供給分野において、 ① 供給価格を不当に低くする又は競争者との競合が生じた場合のみ低くすること ② 需要家との間で、複数の大口供給地点への供給を条件として割引を適用する旨の契約（以下「包括契約」という。）を締結し、需要家が包括契約の期間中に各供給地点向け供給契約（以下「個別契約」という。）のうち一つでも中途解約する場合は契約開始から中途解約までの間に割り引いた額の全額を返戻させる旨の条件を付すこと ③ 需要家が大口供給地点に係る個別契約を中途解約した場合、契約で定める額の金銭を支払わせる旨を取引条件とすること により、競争事業者を不当に排除している疑いがあったことから、大阪瓦斯㈱に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、①については独占禁止法に違反する行為があるとは認められなかったこと、②及び③については本件審査の過程において大阪瓦斯㈱から契約の一部を改定するなどの申出がなされたこと等から、本件審査を終了することとした。	2. 6. 2

一連番号	件名	内 容	公表年月日
2	日本プロフェッショナル野球組織に対する件	公正取引委員会は、日本プロフェッショナル野球組織が、「新人選手が、新人選手選択会議（以下「ドラフト会議」という。）前に12球団による指名を拒否し、又はドラフト会議での交渉権を得た球団への入団を拒否し、外国球団と契約した場合、外国球団との契約が終了してから高卒選手は3年間、大卒・社会人選手は2年間、12球団は当該選手をドラフト会議で指名しない。」との申合せにより、構成事業者である12球団に対して特定の選手との選手契約を拒絶させている疑いがあったことから、所要の審査を行ってきたところ、日本プロフェッショナル野球組織から、改善措置を自発的に講じた旨の報告があり、その内容を検討したところ、当該疑いを解消するものと認められたことから、本件審査を終了した。	2. 11. 5

第4 告発

私的独占、カルテル等の重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待つて論ずることとされている（第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

令和2年度においては、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）が発注する医薬品の入札談合事件について、以下のとおり、検事総長に告発した。

地域医療機構が発注する医薬品の入札談合に係る告発（令和2年12月9日告発）

(1) 被告発会社等

ア 被告発会社（下表記載の3社）

イ 被告発人

前記被告発会社3社で地域医療機構が実施する医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた者7名

被告発会社	代 表 者	本店の所在地
アルフレッサ(株)	代表取締役 福神 雄介	東京都千代田区内神田一丁目12番1号
(株)スズケン	代表取締役 宮田 浩美	名古屋市東区東片端町8番地
東邦薬品(株)	代表取締役 馬田 明	東京都世田谷区代沢五丁目2番1号

(2) 告発事実

被告発会社3社は、いずれも医薬品の卸売業等を営む事業者であり、被告発人7名は、それぞれの所属する被告発会社の従業員として地域医療機構が実施する医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していたものであるところ、

ア 前記被告発人7名のうち5名は、前記同様の事業を営む他の事業者（他の事業者と

被告発会社3社を合わせて以下「被告発会社等」という。)に所属して前記同様の業務に従事していた者らと共に、それぞれの所属する被告発会社等の他の従業者らと共に、被告発会社等の業務に関し、平成28年6月上旬頃、東京都内の貸会議室等において、面談等の方法により、同年5月27日に地域医療機構が製薬会社及び用法から区分した医薬品群ごとに一般競争入札を実施する旨公告した地域医療機構が運営する57病院における医薬品購入契約について、被告発会社等それぞれの受注予定比率を設定し、同比率に合うよう前記医薬品群ごとに受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記契約について受注予定事業者を決定するなどし

イ 前記被告発人7名のうち6名は、前記同様の事業を営む他の事業者に所属して前記同様の業務に従事していた者らと共に、それぞれの所属する被告発会社等の他の従業者らと共に、被告発会社等の業務に関し、平成30年6月上旬頃、東京都内の貸会議室等において、面談等の方法により、同年5月25日に地域医療機構が製薬会社から区分した医薬品群ごとに一般競争入札を実施する旨公告した地域医療機構が運営する57病院における医薬品購入契約について、前記同様の合意をした上、同合意に従って、前記契約について受注予定事業者を決定するなどし

もってそれぞれ被告発会社等が共同して、前記各契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記各契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したものである。

(3) 罪名及び罰条

独占禁止法違反

同法第89条第1項第1号、第3条及び第95条第1項第1号並びに刑法第60条